敏鎌

121.27
N568t

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』 請求記号 121.27-N568t

ガラス使用

帝國圖書館藏

敏鎌

中島廣三翁著

社中藏

国立国会
25. 3. 31
図書館

·112510

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t

ガラス使用

121.27
N568t

仰富山於遠鄉者唯見高山類耳于九霄
不見其有麓跨三州比皇國於西土者
唯知寶位定于一宗不知皇國道愈五常
若謂無道而得于儉俾猶謂無麓而置于
靈宝抑必無麓山之所以益貴也無道國
之所以益神故在彼亦云民可使由之不可
使知之且夫事物之交風俗之移自質入文

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

易曰文反質難無而人或去我之質務就
彼之文恐流煩芸終不可反矣今種園翁
包括是等之旨而著此編其憂世之謀
亦溢乎言外讀者細玩陳索則心胸朗
如登百尺樓湏千里鏡耳

嘉永辛亥晉夏

長崎山本晴海題

轉
多の明あり 朝廷より海人の歎をも濯ひ
いかまつりて 萬道太多のいそしみ賞
まつりよの安きうるおきを招
世間て搗茂(コリ)をくゆまよせ
まひ事やきく蠢(ウルハ)もうれしと そ草ともを
臭(クサキカ)多何もて その思ひ山降(シミ)ける人へおやしも
倦(チチケコヘ)んを保事もうしくまて
つまるを悪(メテ)いりれをもの歎(モノ)
もちあひて高まこと永の
ほり倦(アキ)よを事カ

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

国立国会図書館蔵書

敏鎌

○國史纂論云。賴襄曰。道一而已矣。道之在天下也。猶日月也。日月者天下之日月也。非一國所私有也。道亦然。父子君臣夫婦。無國無之。而慈孝忠義。皆存於自然。非有待於人作也。我邦列聖保民如子。其俗尊君親上。相愛相養。雖無經籍。其道固具在。特未有名而教之曰仁曰義者耳。今天下之仁義也。儒者指而私之曰。是漢之道也。有稱國學者。亦而外之曰。是非我之道也。皆非也。道豈有彼此哉。載之以文。彼舊於我。彼來而貢之。我取而用之。與釀治織縫之工何

敏鎌

○國史纂論云。賴襄曰。道一而已矣。道之在天下也。猶日月也。日月者天下之日月也。非一國所私有也。道亦然。父子君臣夫婦。無國無之。而慈孝忠義。皆存於自然。非有待於人作也。我邦列聖保民如子。其俗尊君親上。相愛相養。雖無經籍。其道固具在。特未有名而教之曰仁曰義者耳。今天下之仁義也。儒者指而私之曰。是漢之道也。有稱國學者。亦而外之曰。是非我之道也。皆非也。道豈有彼此哉。載之以文。彼舊於我。彼來而貢之。我取而用之。與釀治織縫之工何

嘉永壬子春

長澤惟鏗

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

異載籍者織絳釀冶也。而仁義者蠢也。桑也。麴米銅鐵也。以麴米銅鐵釀桑爲自彼來者儒者之見也。欲廢織絳釀冶者國學者之説也。故曰皆非也。夫道一也。則學亦一也。寧有所謂國云者乎。陋哉。且失先王已取而用之著爲令典矣。而敢非議之是議先王之典者矣。而幸免於誅也。

右賴氏の論は偏に儒者の見よりあらん。吾古學の説をも聞しめし。皇朝を尊ぶべき事なれば。少し心得て。別に一の見識をも立せざるに論ずる。其中よりよろしき事もあれど。實は皇國乃真道を知ざるよりのぞなり。賴氏吾神國に生れて。神國の衣食住の大恩は蒙りあるべきを。おのれ生れ人知らず。おのれが思ひ出ぬ道としていふは。彼漢意乃はうつぼ論ぞよばかりなるもの也。それは

○道一而已矣云云

まことに道は一のみにて。日月乃萬國を照すが如く。神國を尊ぶべきあるべきに。此道ひとり大御國の傳にて。外國はさやく其傳來を失ひ。人作の道さへ起こりて。真道を晦ますてふ。

漢國人は此人作の道を真道として私有せる故に。皇國乃儒者どもの受信ぐるはいみじき僻る也。それ儒者

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

指テ而私之ト頼氏ノいへるよりなり也。
其真道の皇國よのこと正しく傳ぞうたるかけまくもかしこき
皇祖二神乃生(ミ)給へる御國、其神孫をしてしろしめさしめ給へる國がらあるが故に
主あるらしめ給へる國がらあるが故に外國にまさりて
いちじるし。此故よし、本居翁乃委しく説てうる書どもを
見て知べし。されば吾一國の私有にあらず、神世乃
まゝに、神の傳へ給へる道ありて、外國も必一ありつき道なり。
漢國などやく悪神あらびて、こゝに人作の道乃
雲霧ふかく天覆ひて、真道の日月の光を仰ぐ事あたはざる也。
さる故に湯武放伐君臣反覆乱道とも
をしてしるべき事也。

此事も、本居翁のかれこれの書に、詳に論ひおかれしかど
めいめい、おのれはうと、檀園問答などにくわしく辨へたる故なるべし。
是一ありつき道の、一ありつき筋なり。明證也。頼氏ごとき儒者
さへありてさへいふ。神國は生れて神典を蔑ひ
神威霊験なき、謹しむべき心なり。
此事は辨征韓論といふ書に委く論ひおきたる故なるべし。
かゝりて、これを尊ぶ人と道を二ツにするがごとく思へるは、己道と二ツ
する事を知らざるものなり。漢國よ魂を飛ちらしめるが
如し。よくわきまへざるべからず。
○父子君臣夫婦云云、非有待於人作也。
此論ハたゞ真道の趣をいへるまでにて、儒者などがいへる

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

よろづきこ。但此自然よ存在をいふ。實ハ自然よあらびを除。
産巣日(ムスビ)神の御靈を受得て。人ぎた備そりる。和心。但
こハ神道なぞ學でぬ人ハえそぬ事ぬ穴。そぐそく自然と
知のそ行ゆるよおくべきこ。はてかくいまそ又彼よりハ。例の神道
者ぐそ比知といふべきゅ。そもそも吾神典はかけまそもいと
のこそき。天津日嗣高(タカ)御座(ミクラ)の御系統乃大本ぬるのハ。
申(マヲ)さそまそて。神世より言傳へくる真傳の趣をそぐ記されし
たる書なれバ。皇國大道の根源をうぐひ知べきのい神典乃
外(ホカ)よあるべきよあらず。

神代紀て。天照大御神。皇孫命(スメミマノミコト)に勅(ミコトノリ)ら給る中に。寶祚之
隆當與(サカエムトアメツチノキハミナク)天壤無窮者矣。とあるこ。此神勅。實(マコト)に天地無窮

まて。今の現在て。天皇の天津日嗣高御座(アマツヒツギタカミクラ)ぎ。いとも
ろき御事ぬ。謹て思ひ奉るべきこ。
さる神國よ生まて。書と讀まひ人。神典を蹈(フミ)すてうらん
や。況大道と行(オコナ)ふ事ぬなるぬて。必ず此神典の古傳(イニシヘ)ぎて。萬事
皆説(トカ)べきこ。其(ソ)ぬ神道者ぐそ。とおもふん人ハ外國よ悪(ワル)き
ある魂の。ある國てかへるぞよめり。

日本書紀。孝徳天皇御巻云。鎌(カマ)我石川麻呂大臣奏(マヲシ)曰。先(マヅ)以祭(イハヒ)
鎮神祇(カミツヤシロ)。然後應議(ハカル)政事(マツリゴト)ヲとある。いよ〳〵神事の重(オモ)うしくも
ぎこ事ぬ。まそて世ハ漢学者。少そて。神典の趣の。奇(クス)しきこ事ぬ
知てハ。漢めるぬ。神典を除きそう。人皇の御世ぎハて。神
乃御書ぞ。代々妙(タヘ)なるものぞ。ハ。ぬ。果(ハテ)ぬ。おそいたそ。ほそ。

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』 請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

漢國ヨ論ヒ云ヒ古ヲゾ云ヒテ、且吾神國ヲモ云ヒ及賊トイヒゾ云ヒ
ソノ如ク、カクイフハ、アマテラスヤウナルヲバ、頼氏ヲバノ神ヲ賤モテ云ヒ、神功皇后
三韓征伐ノ條乃論ヲモイヒテ云ヒ、ソレヲノ辨書ヲモテ云ヒゾ云ヒ。

○我邦列聖云云。

此説ハ、モゾ古学者ノ事ニ稱ヘ奉ヲ云ヒ、ヒテヲ云ヒテ云ヒ
アレバ、モテモイヒヨカアラヌヲシ、マコトニ経籍ヲ云ビ、漢國風乃
ヲヲモ混ラゾリ上古ヨリカク勝レテル道アルヲノ、神國ノ神國
タル處シ、アルヲモ比趣ヲウガヒ知ラズ、ナホ魂ノ我國ヲ偏ラ
ザル、漢意ノ毒酒ノ酔ノモトヨリキヘヌシベシ。

○今天下之仁義云云。是漢之道也。

此説ノヤウニカクモ云ヒテ、カク儒者ノ非ヲバ云ヒヲウガフ。ソレハ
漢意ナルヲイフ。

○有稱國學者、在而外之曰云云

國學ト稱スルハ、世俗ノモゾゾシ我古学者ノ自稱ヒヲヒアル
ザルノ下ニイヘルガ如シ。サテ我國固有ノ仁義ハ古学者乃常ニ
稱ヒ云ヒアルヲノゾトモアルヲンニイヘル心得アゾテ
イヘルアリケン。古学者ノ云ヒルヲノハ漢学者ノ仁義ノ名目ヲモテ、
陽ヲ飾レル虚文ヲ云ヒルシ、ソレヲモテ云ヒ彼ヲヲ道ヲ
ヲ。彼ヲヲモテモ上ニイヘル如ク漢國ヲモハ君臣父子ノ人作ノ
逆道ト道トヒゾアルシ、頼氏ノ父子君臣云云ト上ヒヲ如ク人作ヲ
マヲノ真道ノ意ハイヅクヨリモ大本アル君臣ノ道、
人作ヨ落テ、ヒ條理ヲヒク失ヒレバ、ソレ我皇國ノ道ヨリモ、
道モテ、云ヒゾ況ヤ道アリ、カノゾトヒクヒ大本ニ彼此アル張リ彼此

112519

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t

ガラス使用

あしといつるも彼がたづさと是とをて彼を外ならめやは非とうる
漢意の酔のまゝにものし
○載之以文彼舊於我云云
文ばかりよく虚あるを實あり漢國を虚文盛りてやく
實なうしめるより君臣反覆乱るゝ始て昔蒼頡作書而鬼夜哭といひ始視鳥跡之文造書契
則詐偽萠生去本趨末云云などいへるなおまでに老子が道隠
無名といひ不言之教天下希及之といひ載籍なき世乃
おもむきし民可使由之不可使知之といふと上古の極ると
よく思ひて我國載籍かりし世乃事すくなき中に神
世あの大道ありて、よく治まりしをとるべきし齋部廣

Cisti

成の古語拾遺乃序に云云書契以來不好談古浮華競興
還嗤舊老云云とある前後の文を引合せておもふに
老子の語を引ありて其無爲の教をよくとひるまはあらび
ざる別人鈴屋翁の辨菅花に詳也然おのれも辨へなるの檀園問答ある
なるべし

○我取而用之云云
此用ひらるゝ所ひとつによりて其書の
國風壊れ其辨みだれ事理
らん文を用ひて此方の事實記されし書の中まで古事記
あぢ〻文字にて漢文字なれ此方の古言乃まぎれ古傳の事
実疑多くでと記されもの多くは漢文乃躰なれど虚文

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

の飾ものいさゝかなるなし。日本紀をいみじく漢文故飾られるあるそれを引ゐて古傳の事實さへ違ひ行しく。古事記乃序に朕聞諸家之所賫帝紀及本辭既違正實多加虚偽とあるも。漢文の飾ものに引ゐて事實の違ひをもさまへる詔也。かゝるまで漢國の載籍仁義の功能書よ。虚偽多くて正實少き故なるべし。

○與釀治織縫之工何異云云

此もさへあるべくもなき仁義といふものゝ仁義乃心あて。仁義の行をなし。其用ゐいるゝ。上文に雖魚經籍其道固具在といふそれをさすべし。譬蟲桑麹米銅鐵織縫釀治の工をあさでさすべし。譬蟲桑云云のまゝそれ用ひがさるゝ仁義とさへ。既に其行ありて。用なる上をいふなれバ。それを書記多の載籍故喩へしまよ。譬蟲桑云云の織縫云云の工とて。其用をなす品物を買集めて。貴弘なる高家乃業ゝ。あてつけまし。

さて書記て世に示す趣を喩ふるに。飾多きと。賣藥の能書に多くそれるよく當るといひ。漢学者の虚文の飾多き載籍を。上なき高家の褒め街さん詞よ惑ひて。其品物のあきなうさるばかりの事よ。いわ迚いふまし

○欲廢織縫釀治者云云

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t　ガラス使用

いつゝ織縫云ひ、廢せんと欲ひるものあらば、以て人を欺く虚文を廢するのみ、此虚文を信じ、上古の事實顯れ發れしが如し、古學の虚文を信じて、彼君臣交覆の道とひるい、商家の術とて、貨物を賣藥の能書と信じて、實物なきものと思ふるものいづくんぞ廢せざるを得ん。

富永仲基云、或問、儒于余曰、聖人也、其教如何、曰、西方之教也、此方則泥、此方則泥者何、所貴在文也、夫言有物、道爲之分、國有俗、道爲之異、儒之教且在此方則泥云云、儒之所滋在文、捨此則幾於道矣、という、儒の虚文乃皇國を害あるの實、此論の如くし、富永氏ら、皆古學を説ながら世の人なほざりとは思ふ、儒ゝて、儒を離れてるハおのづから倭魂ありて、

○夫道一也、則學亦一也、一ならざる道の一なるざるを、上代いつゝるぶ如くして、一ならざる學の一ならざるを知ずや、頼氏かくいひるぶ、己が生れ、神國の真道を知外なるハ自ら道を二にし、學を二ならしめるよりあらざるよ。

○寧有所謂國云者乎、陋哉、

皇朝のみの道を明らめんがため古學と唱ふるのみあるを、近世故實ぶりなどいふ學者と世俗のいひあくる如ひろ、己まく人、國學者流のそれをもて、漢學者流のそれをもて、いふ名目し、皇國に生まれて、皇國の事を學ぶハ、古好で真の學問なれバ別に名目なくていゝぶきなるを、國學などいふもいひるハ、漢國を主とし内とし、皇國を客とし外とし、たる弘也、こゝ尤

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

もあらび給ひて。もろもろ世の儒者の。佛教を非議ひるる。まことに甚きは。見ず佛家よりは。先王の令典を議るものにて。幸に誅なを免るゝにこそあれ。神國に生まれて。神典を茂ろにし。皇國に背きて。外國に魂を飛ばし。佛教を非議ひるる。今幸に誅を免るゝもいとゞ。神罰を懼るべき。憚むべし。

漢学者。おのれが貴ぶ。漢國の教を非議せるを憤りて。先王の令典をかろしめいひそしるよ。おのれいまだ。先王の御行狀の大本なる。皇祖神の神典を茂ろにして。其先王の令典を議るは。善惡を轉々しく。褒貶一奉正。ちのまを。乃善惡を轉々しく褒貶一奉正。ちのまを。此を尊ぶのなく。此を尊ぶのなく。此を尊ぶのなく。此を尊ぶのなく。

誇るは。其罪の大なるは。いとゞ顧ざるなり。我國固有の道を傷者の私に。漢國より

梵べき名なるは。いとゞ皇朝の古学者とて。ごう國学を名のるものあるも。漢学者よりて。漢学者よりは。有せる名目なりて。随哉。あど貶しめ誇るは。いかゝ名目の起きるよりとぞ。ごうちざるしるべきと。随哉といひつべき。

○且夫先王已取用之云云。幸免於誅也。

先王の用ひさせ給ひし事は。おのづてよりといそで。佛教を用ひさせおひしなれば。いよいよそんとひる。古の御世にて。佛教と崇びおひし事。儒教の比類よあらび。聖徳太子の憲法十七條乃中乃。第二條に篤敬三寶(クイヤウヘ ホトケノリ ホウシ)三寶者佛法僧也云云とある。かゝる今典を漢学者いふよりも。佛者此今典なる始よりて。先王乃佛教なる貴びおひし。國史の明文なる挙ていそんよい。儒ものかぞ

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

之別哉。故雖我邦之人。忠孝仁義固同一性。但古未有文字之紀耳。故及漢土書籍之來。而隨其名稱而稱之。又以爲教。亦自然之勢也。而近世有以其名義文字。皆自彼來。緊爲出於彼。土聖人之作爲。而欲廢而斥之者。因斥我 先皇博永善之公心。而非之。沂上古未有文字之前。而指其荒唐謬悠之說以爲道。自 應神以往。列聖之所爲。皆不屑之矣。是蓋出於其忌克之私心。而非公平之見也。然欲對漢竺而別創一道者。勢不得不然焉。

又曰。世俗以 應神帝爲武德之神者則否矣。

其あるものゝ如くに非とするなり。其儒者の我國は道なしといふ大罪を犯すが如くに非せよとのゝしりおきて我古學者の漢學沙汰とだに甚しく忌めて事に誅と免るゝしるべくいふ。賴氏も甚き世の腐儒ぞ。嘗ゆるすべき事知べし。

○山縣禎曰。人之有仁義忠孝。固天之所賦也。而其驕狼敖惰。亦氣質之偏。不能無之也。有其實。則有其名。凡自天地陰陽風雨寒暑。以至於人物百事。有其實。則命之名。以便稱呼。自然之勢也。聖人以其善者爲法。而懲其惡者。教之所由起也。今人家有子弟。孰不教之。忠孝恭儉。而戒其敖狼驕惰。乎。人君之子。視萬民亦然。故一家之教。乃一國之所以教也。此道也。窮天地亘古今。人類之所在。無適而不然焉。何有彼我區域之別哉。故雖我邦之人。忠孝仁義固同一性。但古未有文字之紀耳。故及漢土書籍之來。而隨其名稱而稱之。又以爲教。亦自然之勢也。而近世有以其名義文字。皆自彼來。緊爲出於彼。土聖人之作爲。而欲廢而斥之者。因斥我 先皇博永善之公心。而非之。沂上古未有文字之前。而指其荒唐謬悠之說以爲道。自 應神以往。列聖之所爲。皆不屑之矣。是蓋出於其忌克之私心。而非公平之見也。然欲對漢竺而別創一道者。勢不得不然焉。

又曰。世俗以 應神帝爲武德之神者則否矣。

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t

ガラス使用

蓋自源頼義世々奉而祀之至頼朝特極其崇敬而武威日烜赫終以成覇業矣於是乎諸州兼其風所在閧其宮武弁之家奉以爲司武之神焉不知　帝是文教之祖而其武功則無所見矣

此論也上ノ頼氏の論と並べいるまでいふ如くなれど、我一わたりさいふまでなり。

○人之有仁義忠孝云云

これも孟軻が性善乃説をも泥まず、世まれる人の実の気質をいふまでなり。神に善神悪神坐ませば、人にも善悪の気質ある事、強弱あるが如くまでなり。今さらいふまでもなき人のさまなるべし。

鳥獣虫魚にも善悪強弱あり、それ無情の草木などに曲直強弱あるなどまで思ふべし。然るを漢國などにて、或性善といひ、或性悪といひ、或性未有善悪といふ、或性有三品などいひ、紛紜いとさまざまなり。其中に、性善悪混といふ説ぞ、まことにまあ近々とあたれりといふべし。

○聖人云云教之所由起也云云今人家云人類之所在云云

実にいづれの國も必かくあるべき事なり。漢國聖人の教ふるがかくおこりて、人の心さまざまに作り添ふる事多くて、さひづらひ、陰は悪逆をおこりて陽は其教に順ひ、ひづらひて、陰は悪逆をおこりて、ものぐるほしくなるべし。荘子が聖人生而大盗起といひ、聖人死大

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

盜不止といふも。はなはだ。よく大本の遺へをと。さひていひまぎらして。人を欺き教るが如きあるべきや。檀園問答に。くわしくいへるが如し。

光子が。絶聖棄智。民利百倍。絶仁棄義。民復孝慈。絶巧棄利。盜賊無有。といふも陽を飾る僞を棄よの事にひとなり。

○何有彼我區域之別哉。

又我神國を生まれて。我神國を忘れる私言あるべし。上に辨ひるが如し。

○故雖我邦之人云云。

勝まれて尊き道ある皇國を。かくまでいひふらすべきやは。

上の辨ひいるがごとくにして。よくあきらめ。

○有云。欲廢而作之者云云。

仁義忠孝なども。もとより皇國よりおこれり。殊に勝まれる事。吾古學者の辨を待ん。況や論者の。始て發明したりといふべきやうもなきを。古學者より其仁義忠孝などを。漢國より來りしものとして。是を作んとするが如く。いふまでもなく古學者の罪なき作り設そして。さてさて。よくも。心ざまのわるきものかな。いでや本居翁の著書に。

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』 請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

かひぐしいさゝかもなきをいふ。
堅爲出於彼土聖人之作爲之仁義也儒者指而私之曰是漢之道也と云ふて。
儒者の上にそゝぎかけんとするものにぞ。
いふて強て外めんとするものにぞ。

○因仍我 先皇博求善之公心云云。

善を求め給ふ公心を。仍てそのまゝつゞけよといふ如く。
吾古学者は。誇らずく思ふ心より。吾古学者は。誇らずく思ふ心より。
又佛教も。先皇の善を求めの公心より弘めのこと。
者のは。仍てくるいふをいふ。此事も上より辨ずる。
ふべし。

○泝上古未有文字之前而指其荒唐繆悠之説以爲道

泝上古未有文字之紀之耳と云る。
其道固具在云々と云ふ。載籍おき世の事ぬる。
ぬるよりは。文字載籍おき世の事ぬる。
忠孝仁義もなきやうにいひなせるも。甚く相違也。
上より拳たる神代紀なる。天照大御神の神勅よりはじめ。神武
天皇東征已来。穂しく治めたまふ世々のこと。漢文字用ひられ
ずしてかぎりは。荒唐繆悠之説とならふ。あるかしく実に

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t

ガラス使用

皇國上世大國主神の主領(シラハキ)ありける時より神武天皇橿原
に都を定めたまふまでの間の事は荒唐縹緲(ヘウベウ)としてよ
皇神乃眞道の正しく傳はりし神武天皇より此方の世々
事と文字の紀ふりしより其ひてよりしや明かなり
○自應神以往云云
なまじ古學者抔來りて古ひて設けたる上古の事
抔よりわたまでのし皇朝の神典を解よいさゝか漢意
の雲霧より拂ひてよ神世の事ばらあきらかなれば漢籍わてゝ
上古より清くゝゝれ記眞心よなりてゆく事しくゝゝなる
趣を解ひとのし此ゆふ人漢學者の漢國風と後世風と混
雜しゝる心より行窺ひしてき處ゝ
御世ゝの事ぐ神代の善惡ゝる抔論ふゝと行上古と同事
ゝてゝふ漢學者乃褒貶ゝるもおのゝゝそゝろぐへゝし
漢學者ハ漢風よあてゝ褒貶し古學者ハ神國の眞道よあて
褒貶ゝるし此差別を辨ふゞ一かゝる
飛ちあて漢國の道も外よ道ハなきよ
學者の西洋風よまでゝうゝ
彼神典を蔑ゝ一古今ゆひとつよして漢國風の解る人
學者の心よ行いてゝ異あるハ其間抔得てひぞ人ゝ
○是蓋出於其尽克之私心一

漢学の外に学ぶべきものと思つて、漢学者の私心よりみるときは、天照大御神の神勅も、大御神の御私心よりの心得あるかと、

○非公平之見也云々

此公平というものはいまだ天地の外に心をおいてみる時は、地球上の狭い人畜草木皆地気より生じて、人のごとく貴賤いそ好もなければ、人ばかりの世界の公平にて、人道いえども、聖賢も仏も虫も同物也、かくては、

此公平の心にて、彼アメリカの国ぶりの如く、共和政治にて、君臣上下の差別もなき様に正しくをひべきや、是禽獣にひとしくして、禽獣と別ちて地球上乃

万国ともに同一まるで、其国ごとに立たる人道の教と彼我なるとを、今ここに論者のいう公平まで、ついにいまだ外国風には離れまでも、いまだ外国風には離れまあまりて、真の公平にあらず、此論者も神国に生れ、神国の衣食住の大恩を受ていまだ外国の恩に露ばかりも受ることなければ、我も人もともに生れ、神国の道と尊びて外国の教なんぞ卑しむべき当前の理そ、是すなわち、神国の学問の公平也、

世界万国御照しまする天照大御神の本つ御国に生れ、

ありながら人、我皇国ばかり外国とひとしくみるのみならず、

乃ちの尊内卑外の心ばかり我国より移してよくみるにて、不愛其親而愛他人者、謂之悖徳、不敬其親而敬他人者、謂之悖礼、

もいふべきや。我大御國を國といふ
説ぁ。公平ぉ見ぁあぐとぃぅるたぐぃぞ。外國に飛去ぁる
魂の證據ぉいふにぃぁざるぉし。

論語に。葉公語ぇ孔子ぇ曰。吾黨有ぇ直躬者。其父攘ぇ羊ぉ而子
證ぇ之。孔子曰。吾黨之直者異ぇ於是。父爲ぇ子隱ぇ。子爲ぇ父隱ぇ。
直在ぇ其中ぇ矣。とぁるぉ。唯ぇそぉ公平ぉ思ぇ。神國の人ぇして。神國
の道ぉ道とぉるぉ。公平的ぁ事ぁ。其中ぇ在ぇもぬぅぅぃぅぉ。
べしぉもの。ぉ。主客本末の差別なきぉ。公平とぁぅぉぁ。
辭害ぁぃぉ。孔子ぁ意ぁぃぅぉ背ぐぉとぁざるぁぃぅぉ。

○欲ぇ對ぇ漢笠ぇ而別ぇ創ぇ一道ぉ者。云云。
此事ぁ。前下ぇ同意の文ぁぁぉ。あぇて。

○又曰。世俗ぇ應神帝ぉ云云。

前の論ども。應神天皇の御世乃事ぉいぅぉぁれば。序ぁ此
神の御事ぉも論じぉくぉし。ぉも〳〵此天皇ぁ。古事記。詞表比宮
仲哀天皇乃御卷ぅ。皇太子應神天皇生ませる處ぇ。大鞆和ぇ乳命。亦名
品陀和氣命。此太子之御名。所ぇ負大鞆和ぇ乳命者。初所生
時。如鞆ぇ生御腕故。著其御名。是ぇ以知坐腹中定國也。
ぁりて。鞆ぁ弓射る人ぇ負ぅもの。そ。軍陣の用ぁり。神功皇后三韓御征伐の時。此御ぉいまざ
皇后の御胎中ぇ坐ぅぉぐぅ。三韓國。伐征平定給ひ。そぁぃぅもて
奇しき神の御志ぉぉぼぉぇて。ぉぇでぁ神の御詔ぅ。三韓國ぁ皇后
の御腹ぁる御子の知しめさん事ぅぃぅ。日本紀
乃此御卷ぅ。初天皇在胎而天神地祇授三韓。既産之宍生腕上
其形如鞆。是肖皇太后爲雄裝之負鞆。故稱其名謂譽田天皇。と
ぬ。

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

あわて。此(トヨ)如(ナル)る御肉(ミニク)はもいく三韓御征伐に因(ヨル)る表(シルシ)あり。繼體天皇の御巻(ミマキ)之(ノ)二。夫(カノ)住吉大神。初(ハジメ)て海表(カイヒョウ)の金銀之國(コガネノクニ)高麗(コマ)百濟(クダラ)新羅(シラキ)任那(ミマナ)等(ナド)授記(サヅケシルシ)胎中譽田天皇(ホムダノスメラミコト)まで。自胎中之帝(ミハラミニミカドト)置官家(オキミヤケ)之國(クニ)。官家之國(ミヤケノクニ)ハ三韓(ミカラ)をとりおさめ。まて。夫(カノ)海表(カイヒョウ)諸蕃(モロモロノエビス)。自胎中天皇(ミハラミニスメラミコト)置内官家(ウチツミヤケ)云云。宣化天皇の御巻の詔に。海表之國云云。自胎中之帝泊于朕身云云。あどある。是皆三韓國と得賜ひし事と。神功皇后ノ係ぞ。此胎中之天皇と聞て。申奉れるが。後の御世まで。此天皇を胎中天皇と稱へ奉らねど。正しく三韓御征伐ゟ因たる御稱まて。いと〳〵尊き御事なるいとぞ。神の御心ゟもるるものまく。をも故いふまでも。凡人のさとり知べき事にあらず。かしこくもあらぬ。凡人のさとり知べき事にあらず。神のほこたてさの軍功坐まをる天皇ゟれバ。後世武徳の神と祀(マツ)奉(タテマツ)るも。さほどの御事ゟ。幽冥乃神の御心ゟ知(シル)べき事ぞかし。漢學者例の神乃御上の事とバ忌嫌ひてさだかに正しき史典の明文を除きはかり。武功則無所見矣などいふぐひなせそ。おまのある曲言(マガゴト)そいでもかしこき事ぞかし。こゝ此神乃御爲(ミタメ)。いとゆかしくおぼゆるまゝ。委しく論ひ置ふる事。

此大神を朝廷ゟ。祭祀崇敬(アガメ)まをしめ。字佐。石清水乃宮など。古き世の事ぞ。自源頼義世々奉而祀(マツ)之ぞ。武家のこ。崇敬せるが如くいひふ世。神徳(カミノミイツ)の貴(タフト)せるものゆゑぞ。

○又曰。世有(ア)主(シ)太古之簡朴(ヒタブリ)。別(コト)創(ハジメ)一道(ヒトツノミチ)者。其意(ココロバヘ)以爲本邦簡朴之風散(ウセ)而趨(オモムキ)華靡(ハナヤカ)。淳厚之俗變(カハ)而

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

流詐偽者是　先皇慕漢土文物之失也余謂
爲此說者其意善矣然其於天地之理則未
也試以一歲氣運言之春陽生物其初未暢達
盛夏長育之燁々孚美矣秋冬蕭殺之氣至枝
枯葉脫而後春意復生是一歲氣候之變化也
天地之氣運亦然其初也淳朴未散及風氣漸
開淳變朴化而文明光華郁々孚盛矣盛極而
衰禍亂乃生亂極禍捻而後復其治是天地氣
運之變化也故治亂盛衰則天地之氣運而人
情趣向亦與時推遷是自然之勢也故聖人有
通變之道隨時而變化其道不窮矣　孝德

天智之間實本邦氣運極盛之時也於是乎制
禮法興文物燁々郁々以稱人情時勢亦氣運
之自然也今欲使太古簡朴之風長無變人情
趣向常如一則非天地自然之理也
此一條ハ孝徳天皇の御巻の論中にあるを
辨ぶる事左のごし

○世有主太古之簡朴別創一道者云云
古を上ともいふ事まで古学者のいまだ
とゝ云ハ大なる心得違ひ也太古の簡朴ハ
の根本まで上古此道現に行ふ所のおほ
学ぶ事もあり又漢籍にもとりて御世々々をして朝

延の事、漢風を成り、学問とい
ふも、みな漢風にのみ解なりて、別に我國の古道乃意ありし事を
人々、天下にあまねく、おもふ事なりしかば、復古の時いたりて、國部本居乃二翁ほぎ出世に出て、
上古の神道を見開き創めて、これを解きあらはし、又解分
らめし二翁の力も然れども、其道六もとより神の創め給ふ處な
しくて、上古の王道なり、後年久しく儒佛の雲霧に覆われて、
見えざりしものしかの如く始めて見出られし二翁なれば、其道
はもとより我國の大道なりなどいふ漢学者どもハ
なお彼雲霧の中に惑い居て、目も晴みるおもひなり、漢籍

中庸に、仲尼祖述堯舜、憲章文武、といえる、周の末世乱世
より、堯舜文武の治道の没して、後大に歎きて、説あらわ
なるものなり、其道、まさしく世よ行われあしかば、何もつべき
事ならし、是孔子の、新に道を造りたまいしかというに、我二翁の説を
そえるものし、上古の道を、説あらわしたまいしのみ、道は大
皇國上古の道を、祖述せる所にて、おのずから新に創めたるもの
あるぬの、彼に擬えても、もとべきにし、
こに擬えていえる、たぐえを祖述の趣をいえるのみ、道は大
異なるもの、前にいえる如し、
○其意以為云々、余謂為此説者、其意善矣、
説の即ち意なよりと思えて、何と

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

甚説也。答曰。いでそや。いでそや。かゝることを。おそれつゝしまずして。なほ漢学者と論破せむがために。古学者ばかりひとりよがりなる天地の氣運を譬ふる下にいつまでも甚譬言のあるべきやうぞ。

○然(レ)其於(ニ)天地之理(ニ)則未(ダ)達也。試(ニ)以(テ)一歳氣運(ヲ)言之(ヲ)云々。

此譬言さへ當らずして。己が説をたてゝ。甚故いもし此譬言の如くならば。彼裏周の乱世に生まれあはせたる孔子は。實に天地の理に達行なれる聖人とはいはず。又佛教の盛に行なはるゝ天地の氣運あるべきよりぞと。儒者のいひそうな論破もなく又天地の理に達せざるの甚しきを言ふべき處なるべし。

甚のみならず。此篇論の書て。世の盛衰人の吉凶の善悪を。甚く褒貶せんがために。天地の氣運を言ふものなりといふべし。

亂極復治をいひ。後よりの詞なし。其時にあひてこそ人の道も行はるゝ處なるべし。盡ひとり外なき事。論者も言ふ處なるべし。

扨てまた近世皇朝の古学起りて。やうやく盛に成行くにより。一歳の氣運にたとへて。寒きこと甚しく。百花咲ことを忘るゝ論者の。此古学を仆さんとするものにて。天地の氣運よりて違せむとするにぞ。

一歳の氣運にたとへつゝ運轉の定まりあるものなれば。人間世の行末もそれにまかせてよがりたる處あるべし。それ人間世の勧善懲悪國家を治むる道も。自然とおこなはれ置がたく。人事

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

なき盡しべきにあらず。國に逆賊の起る時にのぞみ。
彼天主教の如き邪法の弘り行はるゝ時にのぞみて。
制禁をくわへ。其外何ごとも國家に害あるごとに速に除くべきの
べきことは一小家一身の上ごとも回事なり。いでう是は自然の
氣運より任せ置べきにあらざるべし。人力と盡ごとも人力の及ざる
處の盛衰存亡あるごとに至りては。天地の氣運といふべきものの
まゝにて。實に神の仕業なるものあれば。人力なくてかなはざる
ごとこれあり。たとへば一年中に五穀を植まくがごとく耘り。
培ふごとはできるものなれども。自然に任せおく時は。草のみ茂りて苗は
枯ゆくなどいふごとも。手にとるごとく。大風洪水旱
魃おこりて。凶年あるは人力の及ざる處にて天地の氣運いた

よるごとにて。世の盛衰と。天地の氣運とは。其事物の成不成
の後よりいふことにて。今なほ發の人事の上よりいふべき
ごとあらず。人乃死せる。世人漢風にて。天命とのみ心得。いまゞ
死せる病人は天命とあきらめて。醫療をも加へざる置がごとし。醫
療盡して後に力及ざるにて死する時。天命と思ひそふ
べきものなり。志れば。上古の神道の廢
せるごとを唱ふる人。事を盡さるにて。病
ふ藥ひるがへりきものゝ。其病の癒ごといへざるごとく。神の仕心天地
の氣運にて。千歳の後よりきたれるべきごと。今にあらていふべきの
ごとあらず。今より一歳氣運の移ごとにて。いくらいひても。
おのれひとり識者がほせる。例乃漢風虚文の功能書。よむごとも

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

もひろく記語あり。

○故治亂盛衰則天地之氣運而人情趣向亦與時推遷是自然之勢也。

かくいひかゞり繁論中に其治亂盛衰の故源甚しく論じたるいふを即後世の誡とする意あるが了。古學者の儒佛の教の弘まりしは古道の廢よりともいふも。固く後世乃誡あるを。暗ますものいふぞや。もし自然の勢といはんよ。近世古學も起りて。やう〳〵人情の皇朝を尊ぶべき故由なきに。又自然の勢ありて。儒教の弘まれるなのと。自然の勢なりとて。古學の起るを。自然の勢なりとて多勝手な論もあるべし。

さて。治亂盛衰則天地之氣運云云といへる千歳の後より

いふ迄にて甚千歳乃間の治亂盛衰て。善惡の評論をあて。後世を誡むるいふまでもある前車の覆い後車の戒とふものなり。此論者の説の如くなる時ハ。前車の覆い天地氣運なるものなれバ。後車の戒とふハ。天地自然乃勢なりとて。何の譬の當らぬ處なし。よく思ふべし。

○故聖人云云其道不窮矣。

孔子諸國を周流して其道終に行ハれず。甚窮して乃なく。故郷に帰りて。たゞ書籍のみ著そふる程ハ。其道ハ變に通ず。時ハ隨ふ事ハ。きハまりなきゆへ。又變に通ず。時ハ隨ふ變化ハ。其君ハ放伐して國を奪ひ。其道不窮が如く説ハ

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

多。湯武の志ざす。此論者の尊ぶ處なるべし。

○孝徳　天智之間云云。

此文物ハ。漢國風の文物にて。儒者の喜ぶ處なれど。是ら神世の眞傳。上古の大道の。やう〳〵廢るに行く實を歎くべき事どもぞ。そこに檀園問答に。詳に論ひおくれば。こゝに云べし。

文物の弊ハ。漢國にこそ論ずる事にはあれ。五雜俎。

文質孰可以相勝。質之勝文猶言甘可以受和。白可以受采也。文勝而至於滅質則其本亡矣。雖有文將安施乎。然則與其史也寧野といひて。孔子當衰周。欲居九夷。此非戯語也。夷狄之不及中國者。惟禮樂文物稍朴陋耳。至於賦役之簡。刑法之寛。虚文之省。禮意之眞。俗淳而不詐。官要而不繁。民質而不偷。事少而易辦。倩當。無朋黨煩囂之風。無訐害擠陷之巧。農商者。無追呼科派之擾。無征權詐騙之困。蓋當中國之盛時。其繁文多而實用少。已自不及其安靜而況衰亂戰爭之日。暴君虐政之朝乎。故老聃之入流沙。管寧之居遼東。皆其時勢使然。夫子所謂。夷狄之有君。不如諸夏之無者。其浮海居夷。非浪言也。ならむのみ。此安靜うて。漢風の繁文の實用少なきを辨けいでそ。おもふ。皇朝上古の政まで。其中に皇朝風の文物いよ〳〵紀ほぐよにそなりて。ある。世ぞ。ゐ。檀園問答中に。委くいひ置て知べし。

○今欲使太古簡朴之風長無變。人情趣向常如云云。

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

世の移りゆきて、善悪邪正乱れ神の御心よそに人力のいよいよ盛なるものなれば、たゞ儒佛の教を行ふのみにあらず、皇國風もて教ふるものゆゑ、大古の風長く變らざるべく、人情通変事に一の如くなるものゆゑ、辨へさとる事も自ら多かるべく、世の末ざまで、古へ移りゆくまでゝも、仍て為る移りかはりて見るべし。大凡善悪邪正あるものあれば、其魂ばかり我生まれ國に引かれて、悪なる事ばかり識もつさまざまなるべく、古学者の職分ぞ。

漢國風の勧善懲悪さまで後世ほど識もつ趣い漢学者も同事ゆゑ、其魂ばかり我生まれ國に引かれて、悪なる事ばかり識もつさまざまなるべく、古学者の職分ぞ。

古へおれも多く今の世まで、私よ大古の風儀行なひといふあるべく今の世行ふ今乃御制度よ順ふべき事。いつもさまざま古学者のいふ一つと説ものゆゑ、外國よ移りゆく世人の魂ばかり我國に引かれて、真の倭魂ばかりなる事ばかりなるべく、よく思ふべきものぞ。学問の上乃心得の事ゆゑ、漢学者のごとく今日の行ひと、漢國風にせまりくゆくとはいふべからざるものぞ。

其かゝる本居翁の著書にこゝろづくいふべくゝゝ辨へなきたるべくゝゝ

漢学者の古学者ばかり、古学の書ばよく見とりそいふあるべく、或い菖花ばかりのぞきみあるべく、世よりの處を聞傳へあるべく

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用

見て古学者ハ多ク皆ひたすらに漢学を論破して今世の風俗をもそぞて上古の如くせまほしく思ひ定めてそれと云ふ事ハ一ツもおこなハれず唯いたづらに難びる者ハ。いつまでもなく篡論中ニも是ハ讃せざるの甚しきものにして。今南朝を慶ぶ事ハ。一ツの邪説の如く南朝のみて死したるハ精忠義烈古今無雙なるの。今さら論ずるニハ及ばず。楠氏ハ云ひもて

世に蘭学者といふものの中に、西洋の学風をもてあ
まりて、彼れもてうの國にまされば、我れ皇國に
いでられ、外國に魂の飛ちるものの、漢学者など昔よりそれ
よりおほきなり、ちかくみても、日本夷人物茂卿などで
おてこづる皇國なり、夷ちる國賊もおほきなり、吾古学の
要ハ、皇國の萬國にすぐれ、神道乃諸道にまさりて、貴き
事ハ、著てふれ、外國よ飛ちんとなり、世人のやと、本國て
りそぐて、倭魂を涵くもるにある也、ちる我國の勝き
て貴ぬ事ハなちる時ハ、今世ハみ、今乃公義の御制度よ、
順ひ慎みて、別て行ふべき道なきものなり、しかして事と
あるむ時、我國のおよ死といふひとと学ぶとなる心もいとまであるの、
よく思ひしるべきなり、

擅園大人著述目録

不知火考	一冊	佐烏麼志能考	一冊	擅園長歌集	一冊	擅園文集	二冊
檜垣嫗家集補註	二冊	水江物語	一冊	瓊浦集	二冊	擅園歌集	三冊
擣島浪風記	一冊	かしこのそら葉	三冊	志能婆奈多稚	一冊	海人のそら言	一冊
敏鎌	一冊						

右既刻

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t

ガラス使用

檀乃下枝　刻成二冊

詞玉緒補遺　五冊

雅言類聚　七十冊

嘉永六癸丑二月

書林

京　城戸市右エ門
江戸　英大助
大阪　田中太右エ門
肥後熊本　珠數屋傳兵衛
同　豊前屋太右エ門
長崎　小野左右助

檀園隨筆　三冊

詞八衢補遺　二冊

右近刻

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t

ガラス使用

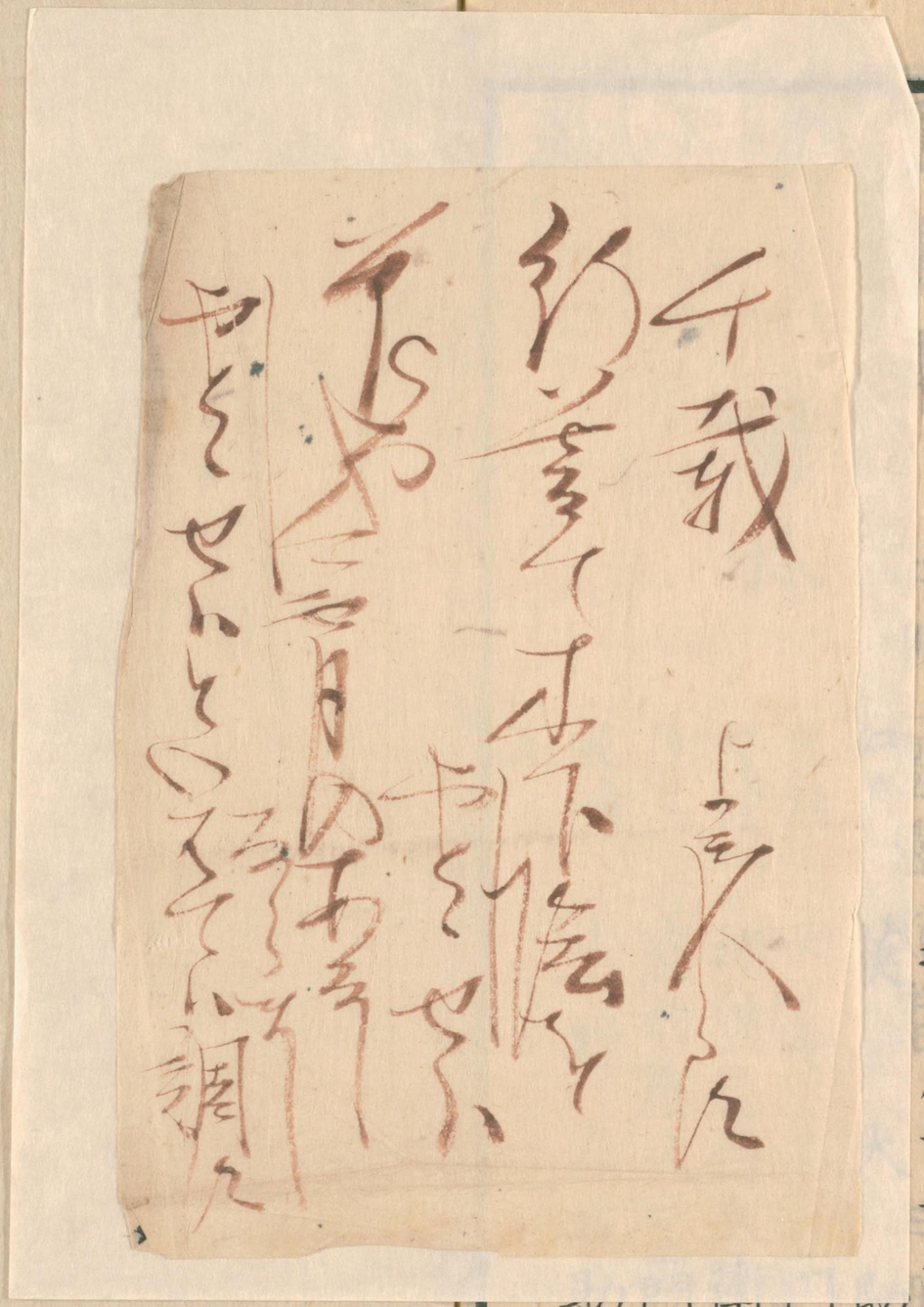

擅乃下枝 刻成二冊	檀園隨筆 三冊	
詞玉緒補遺 五冊	詞八衢補遺 二冊	
雅言類聚 七十冊	右近刻	

嘉永六癸丑二月

京 城戸市右エ門

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t

ガラス使用　挟み込み物

擅乃下枝 刻成二冊	詞玉緒補遺 五冊	雅言類聚 七十冊
檀園隨筆 三冊	詞八衢補遺 二冊	右近刻

嘉永六癸丑二月

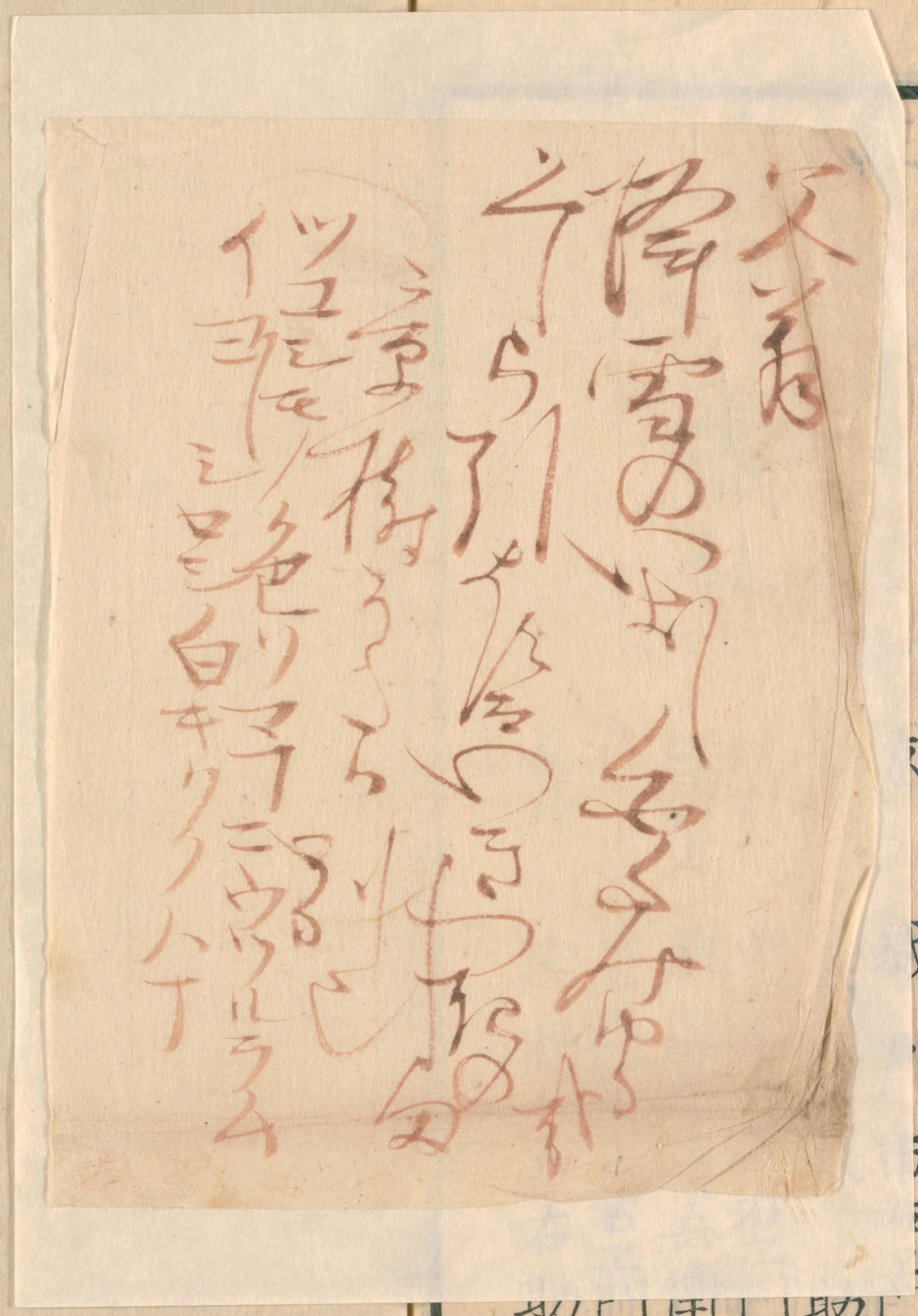

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t
ガラス使用　挟み込み物

国立国会図書館　タイトル『敏鎌』 請求記号 121.27-N568t

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『敏鎌』　請求記号 121.27-N568t

ガラス使用